

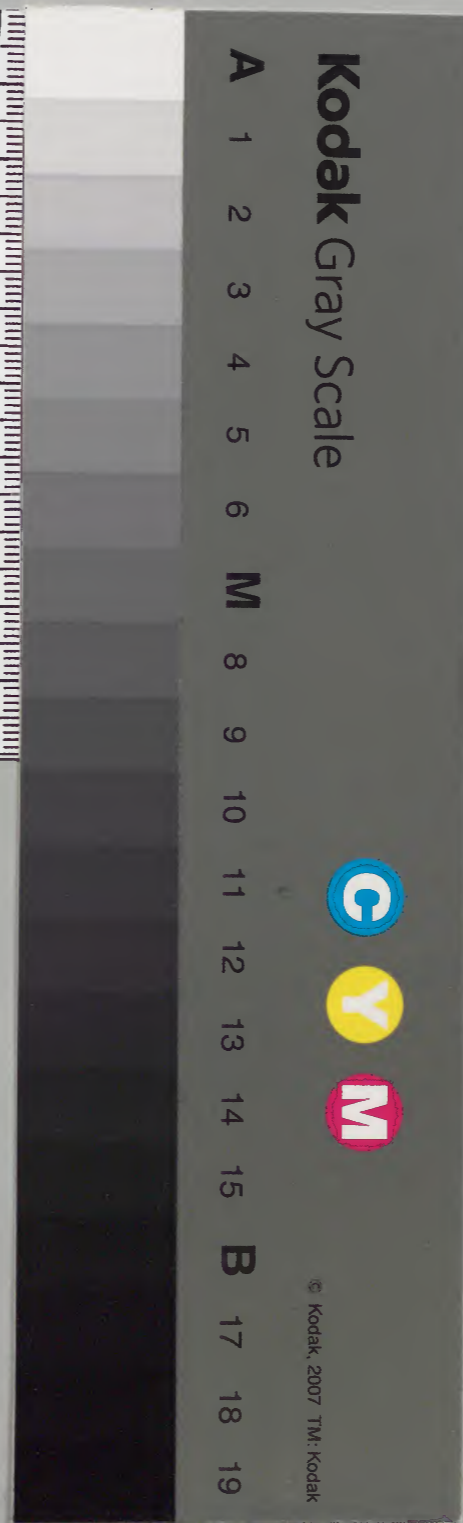
羣書類從

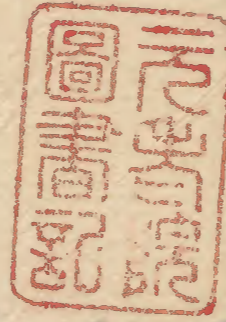
三十八

		和書門	
		九	五
		二	四
六		一	〇
七	〇	冊	架
		函	號
		類	

庫文閣内		和書	
		九	五
		二	四
三		一	〇
四	〇	冊	架
		函	號
		類	

内閣文庫		
番號	和	9595
冊數	670 (46)	
函號	214	39





羣書類從卷第三十八

檢校保己一集

帝王部十

後醍醐元徳二年三月日吉社並叡山行幸記 呂一

柳日吉社の行幸の後三代三條院の御宇より外りて

全四代順徳院の御代小倉より南へ十二ヶ度行幸しつゝの

帝より幸しく治りさるりける一人出治り奉り給ふ也

この所より及ぶ也又御教信もきつゝる所なる也今

後醍醐九十六代の寶曆をむくも三聖宮所乃藏光試る也

かく治り奉り給ふ万国に王化も及ぶる也

卷三十八

海にまはし天下恭平のゆゑまのけり行列の前陣すま
 ちぬ神宮のそまといふあぢ人とも海に遊遊り
 光聖のまのけり見但の公卿殿上人のころあぢなく
 禁色深装束むのひくふ取津の海にゆり松巻
 花のりも明又秋の病のりも物なく田舎東府れ
 拳動も先つらふみあぢのまき紙えまらんそ
 諸國の十福をもむむむむむむむむむむむむ
 系初のま初下冷泉万里小路あり三條の系栗田口
 高ふよつら海に見抱車棧波のかまありまもみん
 松坂捨をよとあし五位裏に宮の系にまのぬれ鴨長明の

述懐せしおんころふみとわりの海にまはし
 なりゆゑあ遍照僧正のまきまん花山もまをうて
 けさの系あぢる音羽山山科如意山安祥寺松江戸
 媽のりてまろくし岩田森鶴飯駄能の海にまを
 うのりてて園の戸ちうくたのり海にまをかくれ
 すまといふ水実る水竹波もあつちのりまを
 ちる海栗田口の山庄小路方ありまのり行ひ
 一とまの系飯のりまをちうくまのり海にまを
 ちる海栗田口の山庄小路方ありまのり行ひ
 ちる海栗田口の山庄小路方ありまのり行ひ

卷三十一

一のりもろえん

繪

園の神乃まさむむら神代のけとがすも津
 惠心僧都の再興く多梵宇のろくふたせり園寺
 ちろく成徳へいりちかれ淡大津浦民の海を毛
 必死をいしてゆつづく誠もあろいまり尚奉旨の
 園城寺ハ教待和尙の故跡との文保安上は後造立
 いまこそをいしあをいしあをいしあをいしあをいしあ
 久くを信する龍華會ハ料所續は園買田を
 久くつづきあろく選法は後をこれと終ける

あはれはさゆめくまの海つくみながしく中も
 をろくろろる石田友尾花井をすもきて綿織の
 浦よろく海へ湖光渺渺るあ山也陸羅るり
 雲の波烟乃るまひてしりさきとまふ龍院鷲首
 せもろひいあ音楽を奏しける後樂津去りん
 あらねもハ功德流よとろり以浦路るこのに
 大記ゆきをハ波常樂乃あろへをうふお神は海龍
 船向してしをむらら免あられ船も玉神
 おろたき海州らんてこのろ海あろいしは流し
 何れあふけしきも真をそ撫たき海つりて

卷三十一

三

志賀幸倚ふるのわねふる世もむけのふ日也と
 同むらこ松いふのさあさうらうらふふあつ井
 あまのむふもいらさうくむかひのうははく
 うらちのり三は乃漢道ふるあつむきい富津の
 ちうみららむむほそ提井渡を極もあつ

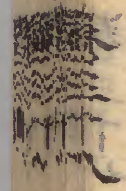
繪

馬場乃馬居具いさ終へハ彼屋のは光ありうまつ
 う早尾坂ふつうはくはうらうらふを入込こ
 しあ右右に赤なるれあつ大荒ハ幾千万あつも
 えくしうも五位六位のやるよこあつうらわさ

海らうくして蕭々まら閑谷よ堂々たる長橋ら
 ままに七星ををるう一半月光城の川をこは
 此河の事うもあつあつあつあつあつあつあつ
 位乃文をとらふあつあつあつあつあつあつ
 ねね乃あつあつあつあつあつあつあつあつ
 正心うあつあつあつあつあつあつあつあつ
 ものも御位心うあつあつあつあつあつあつあつ

後

大宮れ彼岸城城之にうあつあつあつあつあつ
 後ハあつあつあつあつあつあつあつあつあつ

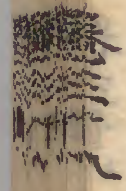


変るべし御幸の後小物に仕立奉りしは
 かりめれん河津雲なき海をて省思ひし
 心此時掃部寮に庭小何らこもれ座をしき
 神祇の長人紫三卿御前ふかさあてく神
 備へたる海つる内藏寮に幣さしを御贖物
 供と森人馬引かへ上卿家内御座小清
 けきハ主上法親乃座小忌法のもの後上あて
 出幣さられ森人弁くしの笛乃者若御座
 後ハ上卿奉座小角ら海その坐の新宰相後
 下りもあ上卿冠小拂改乃花片のもの

存人の誓ハ法法為信従乃心の史生乞のけり

繪

さ此の陣誠をき神祇官神の座だて海の是
 社壇小まいれん存人伶人の笛後のあ列小たら
 上卿おけりの海のりのあの女内礼の長綱の寮
 毛らして去のる右少辨冬長大史史の遠の外死
 昨右小役小上のお教乃中の海小宣命此座の帖を
 ありの上卿若座をの宣命のみけりて
 祇宜の遠長に法小遠長のを法のもの宣命の
 泰ののこの神後のちの心のかのれの



珠れまゝのれいときらゝはめてまゝ神之道貞
 實やしてはらよとちまきて東乃門の廊も志座
 ちりれまゝのれい辨外能史同志と小乃廊めく檢校
 座主三品親王別當僧正慈嚴權別當僧正玄智
 座主三品親王別當僧正慈嚴權別當僧正玄智
 西乃廊下に女板小復蘇入御馬三反ひきあつら勢人
 伶人舞臺はうしとれすこ小立あ高藤綱子
 養源御馬門橋小むささ出いあはらあつらひ
 むるれいしうしとれすこ小立あ高藤綱子
 かあうしとれすこ小立あ高藤綱子

後拾神祇 大感靈
 あまのけき日吉の
 ちみちたけあひ
 あまのけきあひ

いゝおささのれいときらゝはめてまゝ神之道貞
 久しと松のまきこころを代をちらゝひ吳竹の
 葉わささのれいときらゝはめてまゝ神之道貞
 まのけきあひ

法

其後掃部寮正神樂乃座を海りまゝのれいときらゝはめてまゝ神之道貞
 これおつと近湯乃座入美子小つとあひひと神樂
 らしと神樂乃座入美子小つとあひひと神樂
 けきあひとすの美子小つとあひひと神樂
 うまのけきあひとすの美子小つとあひひと神樂

あき侍らるるやあさるる以てあき侍るる神の
ふかきみより侍るん

法

法神樂とてけきハ舞樂にあり左右ハ三曲
をとりて後賞とてをとりて権大僧都賞と

檢校法親王 権別當兼持僧正 権律師

又法直近長祝成久正上品小叙ノ神主

道貞小比叡祝奉昌同神主行仲持法直成實

從五位上小比乃乃乃其以中女比入奉位小隨ひ

各一階成く之らるる存樂はてけきハ法直祝

神主以下此祠官とて小祿法とる海に檢校別當權別當

勾當の祿ハ辨史外記史生記法とて志取をとり其後

上卿辨史等法前へ奉る御祭奉安のより奉法

奉法小眼付て地よりこれ鳥井乃乃世出るハ侍る

繪

其後跨宮陸之無院幸台山願之絶便法之は湖水

漢竊山之隈面巖泉穿雲雲與人神の巖深誠峻極の

状嘉祥之羨俗雲と成く隔してありぬけの心かな

具けり退元ノ奈法雲山會をとり侍り七重結界ノ

法ハ侍るるあき侍るる法ハ侍るるあき侍るる

あらねん公卿を歩けの儀も多し侍奉れ也
はるはる不威ねん清くをまき多し
のら紙のくまきつをりらひ後殿上人以下
はるくも総録して侍れは披危斜踏凌踏
とまきり多盤打のみらるれと多し
りくも百有らるるの如くは清くも
茶室と泰山の臨幸も多し

繪

神光山法印幸ハ桓武陽成等ハ法御あり
法皇ハ侍奉しとも幸路をて小御りとして分明日記を

元侍奉ハ皇のす敷ふをりて次は多し
これハ儀をわくく後ハ侍や末代聖王ハ
あも使例ふむれ後ハ多し
山背正山城多しこれ日映正比叡也
この山正山城敬れりあり
まもあまの侍奉ハ普天奉去法中
まも小あまも侍奉ハ右嶺をまも
号するハ君の正山なれり
乃社王時小あま侍奉ハ
あまも侍奉ハ君の正社なれり

沙由本を中流に神の代り物さき事其説多
 るのて一併にさぬ先くく具を御命さる後
 小毛傳述ハ秘しありさるもその也極海に
 居る人も津井舟よりれまて成るひく後世の
 人信を毛とるがあはくまらんとたうく
 る人も其のあられ傳述ハ一の傳小海くせく
 いしよりまるとたてては海川ニ宮権現と申
 伊弉諾伊弉冉言は事ニ乃御子月神まあら
 これ也陰徳をばくさるのあはくく秘の玉を領
 流ひく万物成生云月一神代のそのくまの

この宮小すの流ひく被母山乃あると城のみ
 地主権現と申中地記宣出并次乃大宮権現と申は
 伊弉諾神宮れ此再述も申其のいれさき
 あらゆきとも海くく素盞盞為乃事口の流り子
 大己貴為乃也國の位を天照大神はるも
 海川に流ひくあ志川小むらう海くくは欽明天皇
 乃御代佛法はりて我朝小わたりまは利益
 庇中の若れ此流海の流ひくあむらうは清和時
 大和國大ニ橋小新向くありひくも後深尚とさ
 けりしはるも之れは海くくあ川乃まはりし

清く濁く色をく三十九天智天皇元年四月申の日
 三輪山より此禁小隊詣り行此實也くまじくあはれし
 おほくみにおまじくこの清く濁くはたの由を海
 をらぬ神腹神意等傳へあてまつりてはたの
 への神使ふいふをこころの傳へををさふと
 中へ守統八幡宮也傳教大師由紀朝乃とて是後結
 海くともをすく法華と講していつ星出る程
 志くくく由休息傳をらに爰ももなぐりつとも
 るく清く濁くをむくれくこの海く我世國小
 久くくあしをこれ行へまよひまよひあひひ乃

法樂れあひ小まきくもさこにありて原谷のあり
 まへくく上人の佛法を傳へる也はたとてまつり
 ゆへる童子ありて由衣はくつまをれまよひ其時
 杉原よりおまじくまじくゆひもゆひを傳へる人
 爰ふみくもまつりてはたの世志の由衣もあつり
 のりもあつり世はあつりいりもを傳へるれと
 かうををさくまじくのさくして由山の時を記
 大官はくくくに別の神腹ををさく初傳中さ
 けり由衣の童子は表して名付やうれさるあひ
 意はつりまじく海くく彼由衣とて大師は神腹子

こゝろにれりし海も座王法をらりし時をまて
 けりしもねとあてしりる八王子こゝろを御所とす
 客人の白山十禅師の春也此外中七下七以下南所
 八十餘社の密跡たなくこれ日本國中の大社也
 降臨乃由來所のいの中かこく王城を獲の神
 むら帝王法を雨小志さうひく性とし迹をれ
 けひえれん今此山城國也京都帝都と定りて
 のら天下に諸神海に於らるる來臨し終る
 叡山元より皇代なれを天照太神と始りし
 此初めあつたしる緒神の氣向海らるるこ小似

多事とも未代ふちのひて日吉神を法ありし
 海にまひぬと山事いふ所のいふけき
 むのころをまて此國を日本と名つを祖崇を日神
 也中化道は日吉と名えり終る事いけりあらひ
 ある事あて侍まとも世の名通しあ一あるに
 ろ川くうたういもこれいへし枝葉は月集も
 侯勢日吉一躰の山事いふ侍のいれを山城と
 叡山と王法と佛法といふれ翅乃とくにいへも
 めをそいあるへうはけりしを志りあらる
 侍ありやとわき巖信も深くあらる海をらん

中堂北の禮堂三間を皇居小の海たて平河の上禮堂
 乃をより二間より多しは試さうつとさあ殿上等に
 志河らこれ先二進へるをせ給ひく後講堂へ入を
 新へ左右の樂屋礼拜して腰樂乃御まへよりあ
 一曲を奏は法楽と心母の回へよせあて海川か
 内陣は禮盤よ入を給ひて御おれとくふあま
 ぶつら勢ありひくくさあとなく儀のまきこゆ
 しく御松鄭重なりより威意あましく免けあま
 東禮堂三間に海へはよ志河らひあ脱あひく勢
 後へ上卿内大臣公實の帷小志くして右少辨經子

大外記師右をりく免あはれとととてら進階下に
 海への終へ春宮大夫公宗侍從中納言公明ああ藤系
 也子左中納言為定新中納言実世左少辨督陸資
 新宰相後氏三條宰相実治右少辨督定康右大辨
 三位資明奉志せしは舞臺の東あん左中納言藤系
 忠冬周源具光持お同康親西小右中納言藤系保後
 藤大持お同宗兼右侍の持統同房光春朝康小侍
 海へ武郡省彈正基清侍乃飯屋の海へ東西のほへ
 半帖小侍より御免獨道守師の仕仕をよりまのまれ
 列を引おをよりは列改咽師等とより免て二百

餘口の元統皇太子南庭のうゑに依り其後院於守師
 集来れ帳小立より別と成るりららるる後八段より
 去らるる容濟連にまよりのうゑ蓋とあり川守中
 舞臺よりさし出てありよむおの給ひあゆむつれそ
 多府小娘市の給小儀式さへらるるに伽陵頻
 胡蝶乃後師子れ礼奉らるるしき連の拍夫と儀不
 媽の師子と舞臺の海のうゑま川に紐を渡り
 卒するらるるい小滝紙をねしとほらるるを報三拍子
 小るのしをねしほらるるはれを師子にうらかけ
 とくつらひもい小舞臺の左右ありまみおしあらね

まへて三段の曲をうらむとせれば師子仍従左邊の志平
 らるる苗映戸部政務従五位上に叙せらるる報位在
 神と津井國豊の苗座の初賞を拜して後日小
 通さるる中南谷光輪房小室へ侍けらるる容養の
 柱小かき侍侍をうらむ

賢われはいふもこの阿耨多羅三藐三菩提の種を植え
 らるる道法寺向小末もたせぬ家れ眞如のせり
 山のくれ来す糸をみこひ幸禱の松一本は清らけり
 こ乃曲ら聖徳太子の法時天皇朝よりわらへり
 四天王寺住持小はらるるあらるるせりれあらし今日に

しては海く七ヶ度おれん常にまらひらりて舞下
 けりも志うら代家に津あへく朝風の吹うつを物と
 されぬ鏡子優美にたほせ侍りし志きく海のまら
 小舟へまきくに徳代の熊とるまは海はくくして
 侍連

繪

法用生へくく呪教導師おのほひく童舞の曲よ
 るる流智れ日教きて心くく侍る小袖おのく屯
 手つりいともまもいおくくくくく見物のちこ
 ろりやのうらけはくくく三百八十餘人とをかせへけり

其外まき所々に侍りの世ふるふをくくは群集の
 大元と講堂は庭おわのまるめて戒壇の也廊
 海くくむさび津めを侍り役人れおの難く一人も
 まくへさのけまは庭と素書乃胡のせ似侍りの
 きる竹園兩所と右に庭くくくくくく御下へ
 海りの流いで山見物ありと来ふりてまれく
 ねり海川六奉存巻法左右小車りの御侍り
 其為小終くくく中學小堂流るりのひして勅賞
 をこれら正三位藤原實世父内大臣延暦寺
講堂供養賞儀從四位下
 後継季延暦寺講堂
供養賞儀正五位下小槻貞緒左京大夫小槻富孫色を
延暦寺講堂供養賞儀

権中納言友房参議実治大外記伴右近可中云

又僧事延暦寺講堂 供養兜願賞二品延暦寺講堂 供養兜願賞法親王延暦寺講堂 供養兜願賞僧正玄智

大僧都 延暦寺 講堂 供養 兜願 賞法中兼尋延暦寺 講堂 供養 兜願 賞權少僧都兼運延暦寺 講堂 供養 兜願 賞

三 兎預導伴法連枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 浦延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞

光二花延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 浦延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞

三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 浦延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞

巖延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 浦延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞

三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 浦延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞

繪

法延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 浦延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞

三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 浦延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞

三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 浦延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞

三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 浦延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞

三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 浦延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞

三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 浦延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞

三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 浦延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞

三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 浦延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞

三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 浦延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞

繪

三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 浦延暦寺 講堂 供養 兜願 賞三 壇樹枝延暦寺 講堂 供養 兜願 賞

長俊僧初法平に叙きし法花堂来いりせ後以
 多のいふ経系は梵中天台大師は法經以下重
 曆院しり戒壇院小法中らせ新ひくは三聖
 持し法一法正捨の大戒のさ終く十首成乾の
 玉躰もやむさ免りんく進よるも陽林は雲巖
 を除くあふの玉出に幸ふまふ是もは先達
 慈嚴僧也内陳少く護摩せしむるふ戸帳正
 知くの進て号管持し法いなるも也凡俗の思ひ
 ろ久くさくれらる一海津師さるいふれは
 則僧初り任せりす人なるは眼法小く法後乃

古今書上
 山百々人とを
 さめ地はらうむ
 いさかひのそ我
 人りやん
 妙古
 ミをんかーれ
 へかちりくろ
 あつこの山は
 けしさを

之の美水は恩ふ河からはらうあつ河もあま
 鐵雨蕭條うく秋花寂寥あるも入もすさめ地
 けりうくれもあかゆひせとさる免りふれは
 らは志質乃韓法少くさる也慈法和尙の影ひ
 新ひるも今も御院くあふ概寺海ふ

後

雨日いそ氣晴小庵くは神華大會一奉乃
 遠帆もゆりは今日法道幸ありぬ顔小くさるし
 従公云客意法月卿。執櫻春風。爰裾夕露。緑夜来
 後跡自装。随喜感嘆。撥白難。不動明王と。湧水を

龍神を眷屬とて治へん志をもたれり
をえんを教向し治ふもやゆらん疑行苦行若
草教を主切つてよとてた下え給ふ

海

中堂に坐して治るる世治ひくは家も成されをうて
前座院ホウとせり人々座を二品親王妙法院大僧都
との殿院不備へとせり一法相ひひらくく
をよるとんはた載やとせ給ひけるは若おれ其の
とせりあつていふとてたす人々教は法指獨り好

よく侍るる上座を其の法指不審とてつとく
知らうまをれと尚座より僧正小あつる則
退却とて香房夜忌へん事多し泰とれける
了也ゆとくいふとて侍りて中堂にの藝の
入をのへとてあまもゆりてあ法不審ひ其意
六人南北行堂ありてそのまあ録に一函を中へ礼お
の正西れ及乃阿よ法灯臺二座高座二投法前
むをくゆりてをりて仲因僧正南法照の間乃
とひられくくはつていしてこれをあれ一の香
高規双長あ丸二番の表及壽一丸三番の表

幸若凡何進もゆるをうくし容顔嚴整しせうく
 あくなく先は惟れし抑しをけし海川のけき
 敷威のつしをうりまき後大元會識し多
 い名流のみしきびぬ嘆徳しや抑しも厚と乃
 紅梅のうりし花もろくも世みも侍り

繪

三ヶ日北山位中ら困中一の風境於海く流くはき
 との遠留之くくねらる海さハ山位の上下好ハ
 侍るをさみゆりくサ九日漸喜樂をせせらるく
 のふ山次小松持院へ幸く流ひて成風りまをく

此の振敷端くふ今日も講堂へいりせあまのいり
 御持のり熱熱法山預奉るもいりて登流りてん
 あまのりりして作礼過をまきりてハ中堂あ夜の
 感たりのりりして流ハ虚空をの後殿をまきりハ
 半行半府乃文殊揚りてあまのり金剛寺院の極ハ
 成通卿のうへられまきりてかきりて今ハ高念も
 庭もあまのりあまのりあまのりあまのりあまのり
 うけりてあまのりあまのりあまのりあまのりあまのり
 大明神の庭をさうひげり休息坂のこけのりり
 續彌仙人社堂にのりりあまのり天授林乃杖杖むろ

おきつるを正しけりつるまひて東而則蒼海漫く
西之盡之雲雪浪西既亦山嶽く九院之廣
彰毫伊布更比良汝根處あひ戸山陰笑樂
うまのるるもしひみりくあきほとあつるまゆり

繪の

法相乃故一和尚より巡礼くまひけりふるあつる
あつれもくにいあつて

草をももみま佛りせりふ山は蘇もあつるれまも
とみ好名別乃む好名ら備くまひけりまも

後日あつるあつる元佐おは亦乃其るをよつてその
中子れとらへはつるけりまも

草のまもま佛り山は蘇もあつるれまも
三宮林くまの好ひまもらるれ谷をえりつる
ふ株乃松れ下に一字の草堂まもこれや神まも
水ささくつるま海のみまもあつる水ささく
慈光大師大掌葛城那智の詠をこまひけりまも
活くれら世取をく先ま久修練好く活けるふ
南界れ掌まの活くつる神ら記て山中乃まも
去月を現くまあつる活ける不思議乃活ける
まのまれと今と行末まもまも佛のまも

いつる心もあやむをこぼさず神祇寺も
 福祿の傍乃すまゝして菩薩戒乃相兼て
 式々六年或十二年住とて出ても食芝絶粒
 せしき海といふ老く老く船くまゝと傳り方是
 尚山名様去中此淨土天位外の神仙也
 神々聖明ハ孰若王遊仙く晩宅く後らんや

繪

黒と漸らう海をいもりの行ふへるの流てる又
 ころあつたて美ららる勅使ハ實世卿臨時の御願
 あり守れぬ由幣をい初め行志海流し一一度の

清系詣小兩度此奉幣ハ高社小も地社もい
 を例傳りあつても風琴海に社殿を出流へは
 所もあはつとも幸此は名神とさし地也
 ら先戸津乃流しあり龍鳳鴈首由依り
 是城樂を奉り奉侍乃松のまにこゆき
 殿もついで近飛虎も小由馬もついで
 の中れ申日このまふまふとついで
 りゆきもはゆりておねがひも
 法
 よゆきもついで此のついで海流りて

二の多しと大津乃浦法より河を大道へ至りて
 舟より船をうつへる事法より舟を小舟の舟なる
 ありとも此舟より舟を舟に舟なり舟の法同舟
 舟の舟法あり舟の舟より舟の舟の舟の舟の舟
 舟の舟の舟の舟の舟の舟の舟の舟の舟の舟の舟
 舟の舟の舟の舟の舟の舟の舟の舟の舟の舟の舟

正三位藤原公宗 日吉の幸 仍幸賞 正三位左大臣俊氏 日吉の幸 仍幸賞 正四位左大臣俊成 日吉の幸 仍幸賞 正五位左大臣俊成 日吉の幸 仍幸賞

藤原隆量 左大臣俊成弟下春日 仍幸仍幸賞 正五位上左大臣冬長 日吉の幸 仍幸賞
 中原師右 日吉の幸 仍幸賞 從五位上藤原光賢 左中辨光賢弟下春日 仍幸仍幸賞
 源時信 春日の幸 仍幸賞 内大臣左大臣胡良右中辨宗純
 大外記中原師利 春日の幸 仍幸賞 陸陽政安倍
 國弘 春日の幸 仍幸賞 左大臣小槻國遠 春日日吉兩社仍幸仍幸賞
 權中納言左大臣藤原泰敏左大臣實治右大臣辨左大臣長
 大外記中原師右 春日の幸 仍幸賞 又大臣左大臣長
 因入左大臣厚免せしれ文保以後の流人亦免し之也
 舟の舟の舟の舟の舟の舟の舟の舟の舟の舟の舟
 雜掌淺春仍法平に叙し高取云律師檢女仍法

小るる御願は御心もさかすまごころを朝し及んば
おろしとくは御心もさかすまごころを朝し及んば
輪旨を奉りされけり。慈藏僧正は山先達は芳小のて
同四月十七日天台座主小補する所三千の禪侶を
一心小崇奉と合ふ聖運小聖運を流しあり万歳あり
万歳あり慈藏極するといけり。同廿の元後賀表は
善をたらしき三徳ひききり多承来りて。このまは
書く侍けり。

繪

元徳二年三月日吉袈裟巖山行幸記 律一

夫巖山者

桓武皇帝被建平安城之時開鬼門幽岨而草創

醫王之精舍

淳和天皇造立大講堂之後撰維摩大會兩願弘天台

之妙宗以降發影密行宗。法臻天下之護持祈國家

安全偏守王業之昌樂若厥 王化與則我山隨而壯

我山表則 皇徳又以疎也自代建流季而兵不収武庫

人好誇慢之民令輕聖猷存く歳く巖岳表微く

歳々年々帝都不穩孫此三十餘年八山王に權靡

如用樞伽藍其擁護之侶其過謫を多し其
 東塔小谷大縁房法布後今中子に其初阿闍梨
 因惠といふ者其母の身以て貪慾あり其心不
 歎也其鬼を系て天害を除奉天下に双ありて
 疫病を起るといひける此因惠母の身に山門の表徴は
 偏起門主貫長とて不諳其故也何ぞ諸門跡領は悉是
 山王依怙也而忍亮の房人依怙者不顧本房之顛倒
 徒立飼飛牛俊馬今不歎講行の陵運遍雖亮の山中
 之坐當就獲勢權物之元徒不字稱古鑽仰之
 禪侶法向肖醫王山王之眞鑒破祖師先後之素意

依之魔障得便佛法破滅矣經論教釋之流傳授
 難特慈氏下生之朝親練薰修之勤行亦取釈尊
 本懐之旨然亮王臣卿相始而可被歸依由是勅中
 唯可被全亮王祖宗之也願也願田園始而可也其進
 之旨非也早可被其門之貫長之不義也而祿子
 元徒也遂從門主之間敢不言其意獨山王門跡を立
 之與隆其法法を以て其心也其心けり仍も正應乃
 比より願捧奉状の中公家隨勅奉状に違其法行
 本より此法行を以て其心也其心けり仍も正應乃
 自中妙法院高教僧正法山乃付小高りて其法行

小右理教坊住師性兼之いふよのむ費を此恩顧と深
 私貯乃潤きを度うしけきい同宿房入む海くして
 里少之市を好くいふ之精をさす此の道もいふ一人
 之不徳を六方す此要極を是れ人く子請れ或も母を
 むく厚く也むもこれけりかつむを此の性兼得師
 猷兼光がすも此元後をお給ひ権勢をよと治山と
 いふ山惠然ある海の多所治をさすいふこの母も
 けり種々海惠を此より梓指をさす教尊を住信
 師阿闍梨兼玄那家庄兼九等小相後して永仁五年
 此秋乃比より能八王子杖櫃お止道俗泰詣禱三千
 元後禁祈お坊座を之政勢依之性兼用義を
 此治を海さすいふ公家小兼一武家小後して謀而
 裁許の論旨をすくは決同惠等論言紙信して永仁
 六年上旬此は本戸法くとも未を取むさすいふ王子乃
 被岸は之移わもこの海く用心はむいさるるいふ
 性兼座をこの門徒等をお具く同十六日此時彼は之
 押寄て山惠兼玄二人さすいふさすいふするいふ
 武家よりのは其中小田惠く子生子十三小成多
 何右九武家此中を遊いさす三武家此武家乃雜人の
 中しむいふのたかこれ侍けりをけりておむるいふ

之也性善いふわりのいけむ旋皇社のうし孫小谷
 河津やうりにて路をたねてあつてを孫小谷のうし
 隠密に流るるのけさハ印入是をうららるは卑
 奇大は神を海りまあ何古丸の宛初く意傳ける小袖乃
 はまをうららるはこれ小のうし人あゆむるま
 けさハ乳母乃尾本は孫小谷のうしあ願はるるま
 ころのうしをうららる免故てまらるるまあ願はるるま
 とらるるまのけさ母は初とららるるまのうし
 あん家三塔乃若軍兵神として不用籠を返るるま
 必しも性善一人のうしをうららるる初雅乃阿古丸を令

殺害るる系母悲之愧之玉出涙更難杯早百賜を身
 可相及滅るる名所詔及天賦と割性善くつ身小肉と
 相傳へるる孫小谷大元を赤散とまらるるけさ
 若葉これをとらるる孫小谷人永正二年九月廿七
 日とらるる政利過小立光と孫小谷を阿あ傳るるま
 件小葉甲冑を帯り大勢を率りまあ奇あるる男
 白くあるる元流東西とまらるるまの命を天小使せて
 相残けるるる真流流加護や孫小谷大勢流十方
 小遂らるるて自大元と孫小谷事なるるまけさ

孫

性善の身も支度相遠之向面目を失ふべし
 性善を元初に譲らん之先上総澄記本意候様
 巖成大夫任化実心亦相譲り多同十九日亥刻
 大講堂文珠樓五佛院三所小火を付付け延火
 火と同時に多東と隣接政所定法
 淨眼房南に仏院実相院定心院同法守彼處所
 園融坊極樂坊香集坊一乘房法性房極本西
 四王院戒壇院佛法華堂常行堂一乘中灰燼
 少なるりし之に本意を以て出火之の
 まくあるを存せしめしむるに中にも此の

この記も山家天皇の佛像聖典を吾山に
 するに時月を以て進ける智者大師の如き
 大慈山に諸を以て生身を以て治るに刻
 多の内師子奮迅の像天満天神法性房極僧正
 由島西のりし時板榴吹く家行の妻戸乃能
 傳教大師の法を以て譲りて不候哉天皇
 實譲りてせ傳りて彼種詔に此山有願以
 此鐘有消此山等絶之に講堂堂上以
 此の西武の梯閣を燒傳連下の鐘は
 此の二の鐘橋火乃之と憑も深く傳りて此

夫乃の秘傳破す多終不流法文乃の秘の六波の河
 とやせん漢ありとやせん志運海より一山に滅せられた
 あらひ天下に年よりつるあつて安先皇天皇御十好
 十三の晩降しよすのい多高社其法事なるは供ふん
 為通中將らつる也と云ふつらあ子入けよは中も山
 日つてせのい多講堂田孫乃より海嶽後つて流
 根本中堂此法輪寺首楞嚴院及慈光大師の
 出願海に山巡礼とてせ流るる曉天小皇法なる是
 偏く山つ乃滅亡を執わたりつる故とて中も
 出先達ハ安居院の是も法事なるとけ事

法

後伏見

永仁七年四月廿五日に改元をこるるとして正安元迄に
 あり六波羅よりして一山乃元統と改法院は門徒也
 合戦乃先教放火法下多とと不礼明の法法傳多れも
 とみ小奉ゆりて于時六波羅後領と上野及宗宣
 胡長成けつてつるあつとりのよみあのをむむ五條の
 けし小なるとける

か法事とて種とて所公とてむきとすむむあまき

けりあつにはよまは仕ホ宗宣を呪咀し傳ふつとてえ
 多ハ宗宣神馬をあ社へ海にせ傳けるものをを

あまに

今もいまだ七社社のうめ縄部ぬきいそと入らざる
 とも侍け。祈禱日ふり人多物つくはる成るし山つ
 車去を車に外宮東急よりして東使宮教宣冬河守
 頼徳二階堂備中前司自友上洛しあを女伏
 けふあまに依祀乃るまはしむけりあま門跡を山整
 けり北和領と法華寺乃る寺社料はふさされけあ
 流罪の宣告を下され侍りて山門重なりて性善
 巧飛を刑し不酬流刑を止む獄舎被禁永不可返
 入山門之由流罪祈せしむりて流罪乃宣告を返

同二年五月十二日に山の見知れ使と成相副して左獄
 せ入ら進け。性善宿坊を出け。う洞をさけは極し
 かくそもの侍りる

今いそ深山をよほる留魄さくやあはれけき液らむ
 けしききひいをけり。追立は友人をけりまらるるあま
 物もひけり。

繪

同十二月廿四日。於此山事よりや上皇は古書に及れ告
 かりし海を不思後のはりもたありあされけり
 翌年正月に聖運春れ心もふりてを流罪

神威のしるまゝにたはるるのひらく南社に神業を
 けりてまゝにその二月廿七日に先高社へ幸たす
 由はと大云彼者なるまじけまに階隠れ向より教
 小いともゆて延道を安れあ殿兼基に教られ居り
 多き御好は後つ接乃車のわき四回乃廊を法
 願安はま志はるりれしていそせ給へに遊義内院を
 招つよりは一はへなるまゝに宿業はは神業を
 新られまゝに石泉院僧正石原延道す師はまて
 御願の旨趣はゆりれあると奉り入るは神樂行
 とこれあ後は創製は和神にあらはしつけり中

我代を神を心よりゆりてはるりて
 せりりうとこれけまに敬信はまを影達ま神業を
 納受や密法をん次日廿八日海老は儀式あて出宮
 せりりては神業はして十禪師將あふいそせのふ大元
 まに御前より延を仕り之れは洋殿の階下より公卿
 候し庭上より及上人大元より内外の内所より重
 けりいゆくものまねもたせえまて充格一
 御前よりゆりて教別を賜ふ教をゆりてかす
 為感玉之候お侍りてのみみるあやまに於て
 上白もは出冠をうる候を給るる

法

三月廿四日春宮後二條院即位とせり同日四年
 四月廿九日大津止乃神人と習樂丁れやま
 喧嘩を引かて神人神樂を射なるふりて
 日此系礼より神人の方より頼存意献るのけ
 ともく今夜れ宣旨と下し神樂ハ狼藉れ根元せ
 神人の品行なれハ神人ありを毎造習せり
 定らまそり山門にて云候時乃治りハ天
 西神人不足り神人より神人より神人
 一且其例るさ由事申されも此許容ふ及

料人より神人より神人より神人より神人
 志取を神人の後庭の下社をより神人より
 け事ハ帝初れ民多ハ僥倖より造進の神樂
 乾元後二條元改元十一月廿一十二月廿日に本社へ入事のけ
 系礼を神人より神人より神人より神人
 八王子神神教ふもせりてハ神人より神人
 多系礼を神人より神人より神人より神人
 神を神人より神人より神人より神人より
 人の熱をも神人より神人より神人より神人
 宣り候るを神人より神人より神人より神人

神幸ありまの卯辰立存れ祭礼一月のうま
仍むれ多きいとも物とともあへん

繪

乾元二年正月八日寅刻八王子神後ふるむりあり
了急杉原さふまけけり通夜れま妙相ありき
をれとわやくと巻するものありこれや怪異あり
今二月廿三日乃と紫燈籠より火のさき元神後
みりりして八王子三宮並兩社社彼處本もに焼不免
仍急速れ山沙汰を經この北道江越赤あまを料以
やうとあ執當兼覺法平に傳られあ造すともやう

るのうと四月廿二日に遷宮なむしける小神服神

奏ホをりるるとりまの神これ日廿二日少也送られ

けり勅使宣廣卿軒時神樂ととりり此樂小て同

廿六日小祭礼ととりり今日初て禰右大群神雄

上卿平宰相仲忠をとりりして海さうと勅札の儀式あり

馬長と忠侍公從僧正勤られける小禪林寺此院世に

神幸ありせ給て神幸ありき、神幸と後別院那要常寺小はる

八月三日根奉中忠に用齋先所儀の題目事志け

るまをれし菊未定家あなまの堂小付らるるき

うらり同日よりり嘉元二年ありの用齋元跨張

一、多山海をいふまゝのてんをたうらうあけ金に
 任人ともう、周二に日付は祭るあまう
 申はあけをれも小五月金海このひあめあまに
 成るれ、初日吉れ祭礼と廿九日の地をうらまける
 廿月十六の常盤井法皇は前法皇の孫に後深草院
 中元月二日ありと太上天皇例小遠うらふはうらふや
 乃ううられ、海法傳うらうに同のをうらうと初多ふ昨日
 護身と海にまゐる信のうらう運のうらうあらうと初常
 うらうのうらう運のうらう同十一日ありと海母のうらうと
 志うらううらうせうひえれは信法うらうらううらうはあ
 けあや海のも海うらううらうのひるふ不意も御後
 是もあうせ給うらう仙洞の海日物きうらうて春
 秋をうらうせうひげうらう法富をうらううらうて法治世
 王御ふ、口々をうらういふうらうらうらう後法徳政も
 海とあうれを就申、毎月六ヶ日文殿小出法あり
 給てあに難訴、意申をうらううらううらう法事先規
 以うらう考うらう法王世小出のうらううらう人管作をう
 ことう清海をうらううらううらう十七ヶ日、寅は別小出か、是
 ともう出うらうに、案のうらうは小天皇は度う十樂院
 准后道玄五攝法のと所、周祭のうらうあうらうけ、乃う

一、多山海をいふまゝのてんをたうらうらうあけ金に
 任人ともう、周二に日付は祭るあまう
 申はあけをれも小五月金海このひあめあまに
 成るれ、初日吉れ祭礼と廿九日の地をうらまける
 廿月十六の常盤井法皇は前法皇の孫に後深草院
 中元月二日ありと太上天皇例小遠うらふはうらふや
 乃ううられ、海法傳うらうに同のをうらうと初多ふ昨日
 護身と海にまゐる信のうらう運のうらうあらうと初常
 うらうのうらう運のうらう同十一日ありと海母のうらうと
 志うらううらうせうひえれは信法うらうらううらうはあ
 けあや海のも海うらううらうのひるふ不意も御後
 是もあうせ給うらう仙洞の海日物きうらうて春
 秋をうらうせうひげうらう法富をうらううらうて法治世
 王御ふ、口々をうらういふうらうらうらう後法徳政も
 海とあうれを就申、毎月六ヶ日文殿小出法あり
 給てあに難訴、意申をうらううらううらう法事先規
 以うらう考うらう法王世小出のうらううらう人管作をう
 ことう清海をうらううらううらううらう十七ヶ日、寅は別小出か、是
 ともう出うらうに、案のうらうは小天皇は度う十樂院
 准后道玄五攝法のと所、周祭のうらうあうらうけ、乃う

いまだ被壇をされしとけきし法皇御成入られ
 護持をいし其僧を天命にうらむとてきこく
 正統傳るふまはしりあくるなれり事ふらとて
 此後乃法被うて死後をれい番深れ此袖とて傳
 あり准后奏せられけり市中に相傳の秘法一作
 傳いのらぬりちりなる事うらとて法最を立れ
 俄にの價を據て丹心をくさされけり平等院
 行る僧正也馬羽院の身二此法通仁の荒しあり
 ありしをいひのちとてけり其後、誰にも
 未乃秘法をあるものともあはれに今身命に

うをうらなくくは加持りされし是ハ門閤梨の
 慈悲や天心のありん辰乃りくありし
 ありし消息をいふりちり行くありし
 此世の淨徳くありて天下の志者よりうらひ
 事記あるあり九月下旬此より海くさ本後
 此氣氣にして出湯りされけり是ハ加持りあり
 ありしりちりこれよりいふ例ありしちりあり
 漸日とてさし給ハ醫藥を如へられあり
 人くり仙洞ありし目とてあきあ敷使をさし
 醫師をけり人されし事とてあきあ敷使をさし

予法衣を以て我は法衣乃許命を以てしるまの
 下取た善地は必阿闍梨の身小鳩く移るるま也
 ちるまは抄多の儀を侍るて備ふ縁終の福を也
 待色ける由安ん法衣を以て入ををうらまの
 けるふらる時

此及び法衣はほもせざるに阿闍梨の二まはを以て
 十月九日座立は由縁邊神馬を由身ありまは
 由縁邊の系由縁邊と也と括入も候はらるる
 眞沙汰はくしるまは月十の當社へ来せられける
 其法衣又もなる法衣を以てし

此所小何事試くは新あへき際法正念律を極樂
 と是法ける祝成之儀前にまうるるやあは日
 十二日法展別之味法衣として由中念法を以て入誠
 しくも未代あるるとして法衣法衣思候は事まの
 ける

法

同三年に月廿二日相換入道貞時を皇親権者
 翌日廿五日夜た系を更時村を念ふ法衣を以て
 日日駿河宗方又法衣を以て國東之海を以て
 系故よん祥宗は眞法のよる嘉元寺を建らるる

とうく出雲海の左殿をたてられけり此の替り
 けりし事ゆりて公殿は法皇^{龜山}法皇^{龜山}の御幸をせ
 ぬ月よりお山の入道大相公 實業公業は花を明る
 ぬまにせられけり此の替り公殿をたてられ
 ぬ御後せん

此花をたてし後白菊は来く小ひや候の御
 ともあじり今法皇をけりし御後せん此の
 けり相國らくるられけり此の御後せん
 けりし御後せん御書をたてし小あてり
 けりし御後せん

此花をたてし後白菊は来く小ひや候の御
 ともあじり今法皇をけりし御後せん此の
 けり相國らくるられけり此の御後せん
 けりし御後せん御書をたてし小あてり
 けりし御後せん

とあむりつをいふれきるあわら建所らるるたごく
 海にけえおるもに記多五月少く仙洞もはれ法神
 せらるるせ給て同廿八日法奉納のて免横河の山よ
 除幸いなる文治永仁乃は例ふ海せその法界居に
 いせ給く十種供養とげら建その神まき名
 出まのりててせ給く一應ふはせ給は導神と
 石泉流前大僧正忠源あり

繪

十二月十四日よの徳治元年にさる山門をまて此元
 何も是罪乃裁許ふあはづるま多序たてはるの
 川河くに神事と佛事毎海のころされ神
 急も又いつるありのいじん背もまのふらる
 由してたすく此後もの中すると死支取もろれ
 うらら法社壇も現せされは是也後ふ玄跡の
 ちるくありのげらとあひたつる同二年の夏
 殺十丈の猿も法壇ふあられもて死骸を現く
 神殿をけくまると名ふ候の事とあらや
 思ふ後小天下に疾病免沛して同七月廿四日純義
 門院のふれされあふ候のありのあのはまは法神
 ふう海にまはるるなる案れとて入りて

後宇多

東後代のをえまじ上落し傳を以て同廿六日上皇法
 系様をひきせのふ出治天と申し出雲美と申傳ふ
 我山の護持よりして天下に於ては海に
 けふいほのやとものう敷信りて海に接けん
 出戒の師と仁和寺と光院傳正禪助ふと出戒の
 同十月小南教へまじせのふ十二月廿日行雄崇西達
 戸吉れ事にもりて神木入法のふ同三年小ハ
 東寺の古灌たあるへまじりて園と傳ふはまじり
 山門子細を申すれハ院實を下されて稱くまじり
 山名皇帝奉命之津陽靈仁屋宅勝地也

純躰守文し高崇永留四明く奥區傳教慈之ん之
 法水も実大化く流流傳依起也餘も感慈尊碑此
 寺而新法灌以事元後點不存宛被用寛平元
 皇之佳例將温延喜兩教く舊跡此と云ふ東寺
 勅題之儀何れ申途拾ふに評平彼不實之裏待
 所藝而假表光耀合剛く秘教依敷信而宣政法
 弘慶山之に傳法流又実化也早於後日く藤原
 奠云當時く濟願以流慈宗一二之披流可也古作
 三子く外雲者院宣長以早可令中府王官給正月
 廿日治部令仲親云く又大落雲雅法不也流僧乎

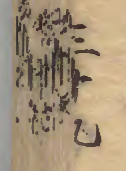
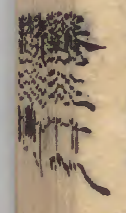
免されける事おほく南朝に祈証よめりし法誓の
 額ありのきり始て権法誓を加叙せり事向後山に
 に總法をとりてきりて給さるる信下りしけきり
 なりしありし事一月三日廿六日事ありは権頂
 りきさせ法けり事後氏卿相雲容ハ神事あり
 おろろおほきり事平のく法に公事し
 う廿七日款徳乃庭より師親王當今宣中納言
彈正親王
右房
 をのく列ふありし事一舎法儀式申し由て
 也傳

法

彼勅賞とありあ城寺の益信僧正に本覺大師の
 謚号を授られけり事自徳宗ありのりありあり
 事の中ける城山門あり謚号をやめり給へし事
 所中あり同日一月二日根本中堂に閉籠して中云
 文仁和寺者我山小僧幽仁律師に進也訪其往
 事不可礼本末之禮早可被付被寺於本山次
 大師号者立徳之宮也。益信未達一徳又非後唐人
 事之被授謚号ハ。禪助僧正者。為政道之益無害。
 中初非授之上名ハハ。被罪科。次字土船本名任
 本より整状の事ありし事忠朝長見童敎害啓

後述上志七彼を流し由所しをれし宇土船本を忠
 事志六條内府右房公塞干時中しにし海より事持りも
 所治乃所要ありあらしんを棄せられけり
 海と小国共三方に別し彼用籠軍持のりて
 塔下彼岸所より火を投付けをらすりしを塔
 かのあまの火炎燃事天の雲風捕逐し方地
 のに燄炎十方に分散しその客入袂常比聖女聖
 太子に致るなりて大小神教十一宇移後二宇彼岸に
 六佛堂名以神衣悉以度けしなり公母の以
 りの帝王後二條院武振名縁水海し之れは大法

秘法並價陰陽醫療也御之れもそのれより更
 なるくしその小国共六日亥別し忽辭万乘し位早移
 母為し都よりなるをたてたてしなりはあふ
 光あまのまの天下に表働あさ海しものいふけり
 日まの博學のこしより造平しして供養あり
 毎しとくを存言し其練習小及しとも山門建し
 愁得事もりのあを社既の回福もなけり深く
 公家小も武家小も事奉りのりてしと小のり
 けりしをむほく傳く津井小供養は色遊られ
 由治世ハ持明院及しよりしは春宮由政社花園



あひまきつくるるやうなるあまを解かぬ月
九日改えをいふくれぬ延慶元年とるる由は
和具冬ふみあつるに傳けまは保元と年退教の例
をもとく合月世の成十一月内朝教とほりあま
と三日小なる進戒のこよみをとまといれぬ宣旨と
五歳七進小なるく下されぬ同十六日即位なる

繪

うは後禰号北事山門相續くう申え代の重
きうつあつるあまゆふ大祈の題目ありけまは卑

被信止益信僧正禰号之由被下宣旨也
奉行は若御
下時或申將

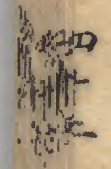
これふありのく仁和寺東大寺北未とせなるお
詔けまは彼寺よりして醍醐とらとせさるとこれ
とと東と北祈詔と号くへ聖のつとれあさう
俊名を園東小法師とらへあけける海と小民衆
あつるを東寺申禰号事非也其謂早可被
執養る旨同二年五月御東より六波羅小法師さ
傳ふるを六波羅程縁くまの事同世に京郊の
形勢を園東に内く海を土とるく公れぬ東風
重吹けまは秋七月中旬乃比る養えり傳けら
依る同十九日禰号ゆえと院宣を彼寺に下され

けりてしめ、宇土船木に神領乃中止め盛於乾幸賢
 等以題目を申加付る小園東の吹琴に、よめて
 山門深く、兩目を失くけ奉り、夜宜に、神領食堂小
 羣居し、評定をあら、中、神中、同井三日
 大講堂の庭小三塔舎合し、その、い、く、奉、廿八日
 神輿入浴し、奉り、抽り、寺家社、亂以下乃
 職掌、例子、但、く、法、も、ヤ、く、神、領、郡、時、小、蒙
 裁、許、名、神、輿、を、不、奉、様、く、奉、社、小、廿、奉、入、く、
 中、山、門、奉、院、祇、地、林、ち、奉、小、河、川、の、神、人、奉、後、く、
 假、及、二、宇、の、ま、く、神、輿、を、栗、古、郡、内、為、野、に、奉、の
 奉、り、小、の、り、て、法、賀、献、答、を、飛、科、を、く、く、人、を、由
 西、儀、神、中、て、め、く、の、り、せ、基、と、も、奉、秘、迦、堂、平、
 お、く、く、海、く、奉、今、奉、い、ま、く、卯、月、五、月、奉、祭、礼、も
 傳、り、奉、り、け、り、を、廿、六、日、八、王、子、客、入、十、禪、師、之、社、の
 神、輿、を、い、さ、川、根、本、中、堂、へ、奉、迎、廿、七、日、小、講、堂、
 向、く、奉、り、奉、り、廿、八、日、午、刻、小、西、儀、中、へ、神、奉、り、奉、り、
 ころ、り、松、の、り、奉、り、奉、り、く、奉、り、奉、り、奉、り、奉、り、
 装、束、奉、り、奉、り、奉、り、奉、り、神、供、備、へ、奉、り、奉、り、奉、り、
 假、及、へ、奉、り、奉、り、奉、り、奉、り、奉、り、奉、り、奉、り、奉、り、
 入、奉、り、奉、り、奉、り、奉、り、奉、り、奉、り、奉、り、奉、り、奉、り、

其後合々出雲國へ之れも國東に執卷をなれと
ふらふ公家れ出少汰ふあふ其具も殿意の意
山門のつてり疑中へ急きや果子細を東方にの
てく旨信下されけ進み祈願みらあてて結成
孫少くくひとのり

繪

食堂群集れ軍相議云山門の誓許直小達
國東事あるふらら急信ふあふを海へ奉志
あふ其といへとも事ふあふ時ありあふ事
なれハ勅定ふ海へせらる使節を東方に可被を
と由元議けとてふららけ山門西塔院、之石泉
院僧正忠源櫻院院長更裏築地僧正公什十向
せらるか極ききよく相觸きれとこのく辯選
留られけ進とも十向の用途をめぐ三方足送の
この案をの事やこれ九月上旬ふを發しとく
十月下旬に海路をり然仍十一月小東使出候入道
行曉信濃前日時連上洛しこれハ即京都にて
申出はす人きよや也たらふいあふ不後ふやう
ゆふ事、書をもちまきと國東小執をきり同日教
空くをりし津のく東れみらし也持らふあれ

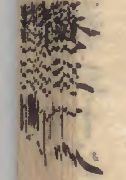


今月廿二日大嘗會に御巡幸の儀
御巡幸の儀 園へ之れを移すにありき
大禮の儀に之れをり

後

但大嘗會老侍太祖配供之日副行四海願嘗
天儀神代の如く御巡幸の儀に天下の諸神御場不
臨く君を御巡幸の國をり多かるふ天儀の
神の代より之れをり御巡幸の儀に御巡幸の
るふ山や而も御巡幸の儀に御巡幸の儀に
神巡幸の儀に御巡幸の儀に御巡幸の儀に

神巡幸の儀に御巡幸の儀に御巡幸の儀に
神巡幸の儀に御巡幸の儀に御巡幸の儀に
神巡幸の儀に御巡幸の儀に御巡幸の儀に
神巡幸の儀に御巡幸の儀に御巡幸の儀に
神巡幸の儀に御巡幸の儀に御巡幸の儀に
神巡幸の儀に御巡幸の儀に御巡幸の儀に
神巡幸の儀に御巡幸の儀に御巡幸の儀に
神巡幸の儀に御巡幸の儀に御巡幸の儀に
神巡幸の儀に御巡幸の儀に御巡幸の儀に
神巡幸の儀に御巡幸の儀に御巡幸の儀に
神巡幸の儀に御巡幸の儀に御巡幸の儀に



周子息四郎 時連 先陳をくけり切謀小部人の
 其外の武士教をくけり長年防之向神人なは等
 花礫をりてあをせけきハ自傳の武士とそとを
 皆以川退げり小藤田四郎やう大軍少少を
 其のけりいりく竹多ん馬よりいりて
 其の口變ちり命儀ういりて若黨
 一人おれり枕小少くあなりんはるをれ根積
 けてきり小少のりけりいりてあをくみ寺を
 けひれ小書りてあをりりり
 されきて花や成り後田してはるを松平散果に免

繪

比云浦々聖太子二宮れ神樂とてあはゆせ給て
 二條系極道へあを先規小浦せて七流江の會議
 をへて衆をれ熱派奏達せんとするは時連の
 黨衆を力止めり夫を放りて法小防けりりり
 神樂を泥去小振棄てて職掌も神儀とりりり
 其のあをりりり其の中に神明院灌枝勸學後三位
 尚座小付ぬらまをりり神樂乃親多を枕小少
 けせりりりりりりりり死家不定るりりり
 いりりりりり忽嚴持帝於公命投神樂踏り集

岩智のひかりをよせえとけけ日暮神樂入法
 一より一祇園小野末板も五糸天神も又も
 末社の神樂法もあつたもあつたもあつたも
 又振舞てまわれ、系社の騒動天汰部もあつた
 ゆかりのしるしを今もあつたもあつたもあつたも
 心あつたもあつたもあつたもあつたもあつたも

繪

うらまひをよせえとけけ日暮神樂入法
 くれ神樂法もあつたもあつたもあつたもあつたも
 幔幕のしるしを今もあつたもあつたもあつたも

中云遊日山門の古根減亡の初をよせえとけけ日暮
 本山若令減亡ハ我等福抄まのよせえとけけ日暮
 教法其甲斐あつたもあつたもあつたもあつたも
 醫王瑜伽の靈祥とて火燈とあつたもあつたもあつたも
 又云并ふのよせえとけけ日暮神樂のしるしを今もあつたも
 周泥去も混り奉らむとて先且遠をの境を誠て
 是ゆてあつたもあつたもあつたもあつたもあつたも
 おとあつたもあつたもあつたもあつたもあつたも
 梅もあつたもあつたもあつたもあつたもあつたも
 とて別よ其徳をよせえとけけ日暮神樂のしるしを今もあつたも

送りの傳々に今僧堂上人の功をとりて思入
 けり元徳の志すも復葉をれとも即糧物を
 与ふ毎ささりて大元會儀として觸をさるは
 元徳と本山の費をを顧る收るも似状せし
 神人の是とて位正しき毎日此神供をさ
 らまは備へるも諸寺の神交出本上向辭_下文光
 於台嶽の備極一向も修成_下後禪信之茶多
 分不改_下之夜一辨中ありと吉蓮院慈源僧正と
 忽禪三昧一流く師如深卜孤山意云之隱居
 られり今後神人造をさく神興と毎季小
 をして神奉るありあてまははつといふ也と乾元

元年のり苗事にむる海をいふ乃同一度
 と武日の系禮をくくありて振葉とて海は
 まるり也_下深勒如_下能貞海とに神言成げると
 也といあつせられ傳きあはれ小倉をくねも
 神の由りるるのける也や神興振葉と後
 又此礼の由ゆ法とあり公家より大師号事
 苗古代乃勅裁ふとつらも信度法冠依も殿
 意の外礼事なれし神奉の類如又他家乃
 此のや海のまはつらとておほくめさるる

去なりとに山門仁和寺へ来て焼折ふれり
 中をいけりし彼も此後初るれりるるに若國
 三密珠伽う勤行始密二陳穢業く武氣之の
 まり武家示愁く秘玄固くいり此定法りあ
 るてまははのりる志るる折るるくくまみる
 高雄の山よ逃籠のまきまきとわらふまきまき
 正教とまきまきを大事とわらふまきまき
 山乃去る所坊に修行よや侍けむはるる若山乃
 天物やちるはるるまきまきまきまき
 せつる夜禪助僧正の房小失火出来く運直下の

正教とまきまきまきまきまきまき
 徹ハ天下れ愁歎るるふりるる西東まきまき
 まきまきまきまきまきまきまき

西東まきまきまきまきまきまき
 繪

爰る武家示愁く秘玄固くいり此定法りあ
 るてまははのりる志るる折るるくくまみる
 高雄の山よ逃籠のまきまきとわらふまきまき
 正教とまきまきを大事とわらふまきまき
 山乃去る所坊に修行よや侍けむはるる若山乃
 天物やちるはるるまきまきまきまき
 せつる夜禪助僧正の房小失火出来く運直下の
 神鏡神鏡等を法守に傳ふ海へまきまき

百人神人三百人出さしめてのわりのけりとは登
山ありしより大津浦より先を逢ふありしは
これに大元せんまじりし者急津子宮は誠在道中
よりうもた元徳を富津の道ゆして先山にこれ
りて免るるのけり

法

内々鞍馬寺元徳ホリ云我寺元稟古岳に
西流の隣卯山の末も也今流本山に慈母堂
南寺に傷受計知を仁和寺に小僧等といふ
是よりいしはるゆゑに仁和寺の事我寺に
き士物よ

もん公事にいづるは田舎武者の行百騎あり
少いよきもの用事とほゆらに仁和寺
乃うく法のふとまの寺に法けり端なるれハ
ゆり中城郭をいふゆとよきもの仁和寺
阿ん小子細るえりし願を我寺に法記置
義の徳を毎年二三人ゆりては奉心乃出
力をいまきまらまらるる法罰はくは
事ありやまらるるゆりしは
はるし先幽玄也但彼寺を焼拂ありしは
護号は屋敷なりしは八神法の入眼小なり

神樂と云はるくありすとて如勅許と云ふ不叶
 為方をうらうらふありとて其堂塔を以て今も
 門戸と云はるく之業四儀の勤行を云ふ免ふ
 うらうらふありとて其堂塔を以て今も
 免ふ魔滅のすくすくを現しとて人鬼別乃祈
 禱と云はるく七社の免前ありとて皆八講行の
 三つありとて大文社壇ありとて大般若一部
 ろありとて小五部元乗經一日の中、小書信卷
 道す神と云はるく平たのけり、大般若經
 自平相國禪つ、其例之を度也、其初の神王と
 加ふ、其寫事、先蹤未助とて也、皆白く傳
 ける

繪

初て月日を揚る、同十月、小長井を去る、
 入道、漸秋田城、女時顯上落して、大師号と
 辨せらる、その月、出家、中、ある少ら、や
 十二月六日、園東、小大、焼亡、その時、清和天皇
 名、その後、自名、越、唐、美、谷、大、後、二階、堂、け、入
 大出、堂、法、華、堂、悉、古、泉、谷、う、け、わ、の、を、く、酌、く、小
 火、輪、を、う、ま、く、く、一、族、大、小、名、乃、取、り、

洲よりく焼付く謙念内より中めくき百所
 ありしけま相品祿門も山内へうはれり
 ことし法衣をふおん海も右幕下此彩
 園東守護よりあま法衣を雙ふ海くけるふ
 今度焼のへきふれをたせきりゆる
 志達偏よ山王のふよりあま様丸火を持て
 海をりりくあまのふ乃後ふも小兒の
 うはれくふもみくげりや園東五日園東乃
 五脚上落して護号並神輿造替山内信
 何の裁許をうたふりよ武家参り

くれの園東つら雅後卿奉行ふあ院寅をく
 ことしてつらく延暦寺新申益信僧正護号
 事由東寺に詳申也山内志以令達替海平
 此上老早初神輿く瑞慶賀新皇家来平
 時く治山八梨下え雲親王あり同日門跡
 使者任寛
法眼を六波羅ふて東使や云云
 神輿入海し次申云門ふ云元後隨其器重被
 寛宥く上早奉為座神輿お奉祓ふは禰佛
 事神よりあま被遊り若程中禪繼後寺
 及嚴密し法衣由中けるは因茲存之れ汝法也

して同世。神樂法海府せられその其申す
 聖太子の由來と觸穢ふものも由來と
 此間祇園座よりものも由來と外業師堂
 せおんけりけりけりけりけりけりけり
 神樂の由來と由來と由來と由來と
 傳ふと申す中一日ありその十二月二日大宮
 用籠まのあはれまのあはれまのあはれま
 ま今度山門の面目の糸子細一ふあり
 是れ元中押のまの由來と神樂の由來と
 中傳ふと申すふと申すふと申すふと申す

同世の由來と由來と由來と由來と
 四面に由來と由來と由來と由來と
 夫と乃後兩社の神躰の由來と由來と
 けまの由來と由來と由來と由來と
 客人の由來と由來と由來と由來と
 山花の由來と由來と由來と由來と
 ぬらんらの後社友等由來と由來と
 二宮に神樂ふと申すふと申す

後

同四年正月廿二日武家奏聞中日右大宮用籠

因縁事云神樂入洛云凶徒根藉門主費首其
 智重多々々々々々法壇並神樂造習々無云門徒
 可被修急速々切法門主以下有徒在系不て
 無悉可位云云因東評定之儀勢風聞一
 傳一因宗教法云有海の傳々傳々傳々傳々
 代々代々代々代々代々代々の佛法云云云々
 少々もも伝々々々々々々々々々々々々々々々
 誠々も海々出々々々々々々々々々々々々々々々
 軍伎席良後等々々々々々々々々々々々々々々々
 四月はつゞのり應長元年小々々々公家武家
 法沙法嚴密々々々々々々々々々々々々々々々々
 孝ん同六月廿七日海々中堂に閉籠一々々々云
 護号ハ彼寺ハ群退々々々々々々々々々々々々々
 一々々々も衆々々の慈悲未休其由云入洛々神樂
 逆奴の多に山れて泥中一々々々々々々々々々々
 元後々々々々小疵をかり傳々々々々々々々々々
 目々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
 不願々神々々々々々々々々々々々々々々々々々々
 ちのこつりりりりりりりりりりりりりりり
 上志如先々々々申早可被修仁和寺於吾山々々々

不及本末之由弘明創社價神禁之造當可被
 息門主之業已故之念次時連行威之賜示之神款
 也不被罪科之業為代之神其理可免禪助僧心
 賢之極範事先度中喬高平次為民事事迹日為
 具福寺造軍既之園創設及神本入海公家
 武家何不被治嚴密之由沙汰本因是地未嘗
 被罪之條不使之念早可被免除之由中之由而
 每年一園東乃左右小之之是罪裁許小
 今之頃之日月法送之至に九之在二之相換守
 師時俄年同十月廿六日相換入道貞時隨去也之

武家社禁款中之由也之同二年三月廿日正和
 元之小之六月十二日之文隆與宗宣此書下之
 惟矣之也之由也之也之也之也之也之也之也
 時連行威事既流刑半神與造督以下事之可為
 聖勅之由園東政先度之奉書依之奏聞同月
 十六日仲親卿奉行小之被院宣傳中堂用毫元中
 神樂社殿奉任先規為公家法沙汰可被罷其功
 禪助僧心車下子細之也之也之也之也之也之也
 向後若以蓋信僧正号大師之仁也其也之被加嚴密
 柄誠之不可貶毀陶種範範長奉下可被罷流之由

先度已彼仰下平配所備後國也資名名事早止
 出仕平時連行威事一更流刑之由実乐中上名
 不及子細也而武事一更東使在系中沙汰之
 室中也先度以彼仰下也本高貴流事仰中後
 可免除之由は後武部流世亦其才定て令安法乎
 けし子て退散中堂云一之勅裁依正疎也
 同共二日用筆ハ退出也而武事一更ハ方此大衆
 いくさ法おめしやのうう海へさるるに美い建を
 幸ひくハ秋ひるまはの事進ハハ暢小金の流
 けし大カれをけるをさるるに感うくふやしるる
 多るくかまさいんううハ元由さこのり太刀さ
 弓矢小びる海へ世小すく進するあつた海川
 へのめり鶴てくさまのりあつたなふらひ小
 小具足すも海さくそのは海流てあつたさ
 あつた海も実小鬼神といふもつるあつた
 も我もみけけるた元ともハ國中ハ軍民とも強
 多るるあつた海へもあつた海へもあつた
 金阿弥兼陳越く授けけるの彼も武事一更
 免竟れ誠教のきけけるもあつた海へもあつた
 禁海くさせしきさせく用言つゆるるさる

不ろをくはしめてその人しとたかふる年金何孫
 い〜侍けん右様も様をあゆもてうらわら
 せしめ一古刀打もてをさすはあふれも〜元
 津家ゆつ具足もつ〜人のよとともいふ
 せし大方肩ふかけ〜う〜ゆふこれ金何孫
 あゆひふられ目のいくともは〜う〜

法

南朝の氏家等の禁制をせられけき〜用ひされ
 六波羅あをいれゆふ〜ゆふの公家ふま
 不意勅命〜上公私〜新詔界執巻〜由

南曹弁小被仰神本達磨寺宗西等事神詔
 眉を因〜防の入せ〜いて後〜知さ〜して
 又入浴〜の之進〜い〜せ〜は〜藤氏力
 大〜例よゆ〜を〜事〜〜は〜は〜は〜は
 され〜る〜衆後〜は〜〜公〜小〜〜氏を〜ら〜る〜ん
 といは〜は〜の代〜もの〜は〜ゆ〜れ〜る〜あ〜神龍小
 あ〜〜天命に〜ら〜る〜只自由の〜の〜小〜志〜也
 公事小〜は〜は〜〜おは〜さ〜す〜〜水官職を〜〜託
 海〜〜〜天氣嚴密さの〜は〜進〜ハ〜人〜〜〜
 出仕を〜〜人〜も〜〜山丘系乃神供も〜後〜

子細を申之れど山門氣風の去後より件深及を
 被除く由仰下され之れども其由喜とて一守別
 七百五十九丸沙法をいひてはく終を平しと奉禁
 奉送朝儀の委細ありも執中元院此沙法もい死
 のこと心地をさすのいひはれし神殿も志んも
 大氏の愁をさめさけはくまざるはく人よ余執事
 共せりいづく社もさすもさす少く神託あり
 しりども恵村院表雜堂相傳のいふ事いふあり
 しく後教の志んもさすのいひはく又天龍小進止る
 事ありとされし和光利物の方便も力儀や

ういひるいふ云けし同十月小因殿社富事
 ありて秋迦堂より不毫も同三月二月廿日大
 官事始四月廿六日よ迂宮あり延慶以来願如
 の祭礼富事遍可被行延依有其法法在方れ
 るよ後小點七条室町威佛法師し氣弱形神人
 志号して是等舟の柳を新日吉社より送の播か
 めし件の柳をいへし心まんしと先同五月了
 神人官仕等彼社小君等集りゆるはよ六波羅
 拾弓向山刑部允遠尉敦利富谷掃部左衛尉秀高
 大道をいひ送すして社壇の後より俄小延來間

宮は法師等これ小若く方々小をかくしける
 刻根籍出来しして敦利以不其輩底を蒙るの事
 此子宮はとま後い川らう遊り多しわらん一入
 まりあつまひげかに今ひえに半いさうあのとま
 系勉の武士も集り来てえ物の入道法師をあんら
 宮はひのまを回樂をえたりわく形給へけまを
 死人社頭小女死くして血泣けらぬあをま
 夜のこはうりあつあつと神威をまわら破り
 し神躰まのまをひまげり神事ホのりり
 わらうりの公家も此由法なるに成佛引級の
 らやあつとまんとく先く緯を射いあつ
 をこつあつとむしする系礼と遺形一系礼
 し也今代代のあつひなりのれん力をまかす
 半かのまの

後

本社小山門六波羅へ寄り出死よりまこのあつと
 六波羅より系勉の武士も集り来てえ物の入
 場積をうさつとくまらつあ用心くまらつ
 うのまれと六波羅へれはつとあつと
 復進不はつとて国東に返り来るる来せしつと

座主公付信証の由に御堂もをさうふ六月
二日不殿をやめられし八月に條の者老思死小
入滅せし後深草院より御堂に地出灌頂の法
師せし志すにけりたるもをさうふ
ありく先達をうけりたるもをさうふ
内子すをさうふ山門も通達し於事ふ評のる一
云は子細をもちし次もまた世にむし
ありしとせおぼしむるもをさうふ
繪

彼根藤の法奉りしとあり云運家公の下は元後
十餘人統罪せられ滅佛法師の出雲國へ流る
同四年二月七日関東小入雲隱し次日子別に
焼亡もすふあり今度と老宮に播宮と大堂新
御堂建長寺乃信所して在りて地蔵に安んずる
も起るし信あり是又山王にありしとありし
中ありし同十七日將軍所所まじ焼た燃し
連これ焼亡とありしと志教せしふありしは四月
十四日西塔法用執り用及秋富地院の監坊と
やありししと事ハ遷散久同日法法納の信
ありしと事ハ別表小入事自道寺禪堂御所

あのをれに例延年海より
みは弦

廿五日より新造神樂本社不入のてしより
一日卯月乃祭をこぬる連願すみ。小五月を八
とけらる同七月十九日相模守越時他界も亦續
一族はなく死をよとれとあくともおほし
武家外重事のみあを侍を同五年四月十一日
兼と八王子に神樂を横川坂あり。西條へあを
あて海海の新浪の題目は小尾と。小田中の
事とのけり神楽退轉六ヶ存れ後七幸り川

う小始行せりしといふいふ不也あさるに庶
弱新浪小もあて先起る此横川坂あり。あを
と事事太不可成とて三播とみせありとれ
をいともや下く事らんす。むとて同十三日あ
夜古樂のういをさのからく侍のまれ。今年も
式日の祭礼ありやうくふる。先むを球られ
あ御藥とらる。あひてあさるふるみ。た
ふのけり其後諸事此侍侍ありて彼谷の佐信
院雲山下十又方々に治飛とる。同九月廿一日又
真隆の汝汰と稱して中堂小用龍也。同十月

十七日ゆき釋迦堂小用菟りて其後ある保ま
中同六年二月二日文保元年に夫のより
九日新日古小五月會をこれとて新院は幸
なるありゆき

繪

嘉元三年以後區鴉の事礼をこまると
いみく此の事いふはしむるは
う熱てかゆぬふたの神神の事
あてふはこれとて此の社壇の穢
きよめり教ふ及これの中

のふらむ周十九日八王子三宮神興横川砂碓堂ふ
よ年の釋迦堂小用菟と六月七日退教と九月
三日持明院法皇崩御との後ひく伏見院中
十月十百大宮小用菟と十一月一日座立二品親王
光山く給く講堂本宮用服幣らるる今夜
子別ふゆき釋迦堂に用菟と根奉申堂と
えりの群居く脩造く三所いふ事菟りて
神興二基横川小出登ふありて湯世末代
まじりていふ事ありてありてありてありて
さゆ言結すてに絶ふありてありてありて

本も講堂供養を毎つとて意量れ練習由し
傳つとも事持つとて同二年にそのおれと
二月廿二日今の正法也大覺寺院へ返内りし
同廿六日東宮 仲親王 疎邪に給ひ三月廿八日即位
た教兩堂に用養するといひ神樂乃勅座に代
の始まりの早強新乃儀をさめく後小祈法
やさく急進此由法を授らるへさく作
下され事しをのく臨初結その而大なる養
と程に不退散三塔集會して子細を相尋し如
彼所養や云意趣たわとしく也も此給閑爰
祈結之時西塔一院乃賢約は令不究行の間
其愁をやる事や申さぬとてしと公家
武苑小や毎地事ふあははいりささるや
傳はるさの西塔は回着くをねもと持つた
侍りけさく諸門主を院に召くもと立力たの
用途をわ津免るの三掃房師兼長にのへ
く四月上旬に須大宮社壇をい母をあへく
いつくさのあまひやいんあう公あ同十月
十九日又大宮小用養すあはは坂下の元後小
相議して云このく思堂乃あ先よ神意と

卷一

六

奉悔と来不つら対治とを習之日九日此期をく
 のせよぬ追放をじつとく作まとも思案をせし
 年の用えつた作るとなれぬ四面の戸をくく
 くら散と小あぐひとく神殺小火を御せたり
 くれぬ門橋と廊樂を揚成ると焼失くし
 員自害の死骸あると出現くく社路あり
 まのまにこの白益の事とあのけまに祠宮亦
 合哉乃中法と案入く神殺の東北妻戸を
 云く小思ひ此外とあれ小その烟けやく
 内陳とみらしてるとまゆとく此作のまねとも
 身命法とまゆ内陳みぬひり大宮乃古跡と
 行仲成時聖真子此法神をい為香成直客入
 をく行処岩称等答つてたるとまゆと海川と
 二宮乃神為小つとまゆ希とみゆとあひく
 の史雜とのま給へ教の利物結縁と此慈悲
 法此のまゆとまゆとあゆとあゆとあゆと
 靈佛靈社をよと座つ小まゆと海川まゆと
 ちとまゆとあゆとまゆとまゆとあゆと
 きれし人ぬ用養花のやとまゆとあゆと
 履面をぬまゆと目くとのあゆとあゆと

此の事... 然るに其形...
 此の世の人をみるに...
 朝威をうらむ...
 恒例臨時の佛神...
 五刑八虐...
 衆せらるる...
 天下は...
 冊領の社...
 焼して...

被小旅大性...
 神鏡...
 まゝ...
 あり...
 又...
 禰...
 由...
 長吏...

寺より戒壇の結構小とよひその公家武家
 更不知食若軍自由此法行りて柱くくさ
 なるへし戒壇を名はせ長兼僧正と逐取て
 供養せしめたるの僧正と思ひし東中
 元徳賢盟一多具一して持たるれ鬼小
 かこそを教心らししてふまはし傳のまねも
 戒解かこれとくもみあ兼傳のまるとふ門但例
 依持中可破却自由戒壇之由被難嚴密し法
 沙法は信兩門並武家一日中に教方度の院宣
 とふ門寺のへ下されきり又公卿會議ありて

僧正をくしに關官定治永兼也格名と傳まされ
 先師寛兼僧正の跡法を門稱して去佐國也
 流されくろく乃別おほく此落書とて傳り
 中ふいのちる京童部之作傳りけりやらん

長兼 [redacted] 傳寛兼羅 於辨未戒隆每也

せぬぬの井ふのいとい毎のまは流る中治れまの

可破却自由戒壇之由院宣嚴密なるのされも
 武家此沙法無くたるのされとふ門持背横小絶支
 四月廿五日彼寺小お向し三流もに焼折
 同廿八日元應元年にり兩門の張本以先され

多れ之山門少人宣兼澄春本有院詮昌憲以下
各昂其の案十二人同日在日園東に乘向て同日
二月廿八日あり元亨元年ふある山と乘初恩行
の法本とて又二十人あされ書連八十餘人の罷
いふ方くにありつる其後大宮聖志子客又
社木造立せられし同日二年十一月廿ある右少辨
仲高勅使とて大宮に遷宮なる

後

同日辛正月廿五日之掃房大和房賢兼あせり
その也山に傳せたる日日すくにくれんさ
夕屋をたまたまのふれん養父里より傳りて
つるし海らせんし中せたるを北河上乃里小恩堂
ゆき西坂多ふりし根蔭をいしとてし西坂を
汝汰あつた中なるのせれん村人亦其する然と
然とまじんし先賢秀をとてしあ魚書堂と
まの川を改をくして大道はしるそのお実
乃事するありけりしは行ふふなるも同日二月
五日宝幢院の衆徒西坂本に乘向して養父里
一家をい下れし在家悉焼くし云即此所を基宗
然るに教里ハ栗田郷のしり鴨社伝ふのふれん

彼社に納まらるゝて大判事章房承りて伴
 基不代撤却之今年、神樂修造せしは、系後
 てをよ、不せ下されき事とも、馬と云不可叶
 之旨神樂乃勳度不及て子細を申、次第とに
 今年と御井ふをこまにせしは、八月十日子勉
 西谷智禎房の、吾乃度、を子久、以めさるゝ、遠
 台を、く、総持院の、塔、は、は、は、護摩堂、灌頂堂、
 二階、楼門、四面、回廊、一、と、石、残、焼、小、寺、の、此、院、と、
 文徳天皇、此、由、願、慈、光、大、師、の、草、創、也、法、和、此、由、堂、に、
 成、風、を、終、へ、貞、観、八、年、小、徳、養、を、以、小、自、今、以、来、

十四禪師、座を、し、り、す、之、天子、此、御、奉、命、を、以、内、教、
 之、場、也、夫、乃、故、子、号、して、法、護、國、家、此、道、場、と、申、す、
 此、院、の、名、を、の、り、るゝ、草、創、以、後、朱、雀、院、御、宇、天、慶、
 四年、正月、廿、日、圓、融、院、御、代、天、祿、元、年、四月、廿、一、日、
 一條、院、古、代、正、曆、五、年、十一月、七、日、後、三、條、院、御、宇、延、文、
 二年、二月、廿、六、日、何、と、皇、王、此、御、代、子、焼、て、新、造、也、
 ら、れ、傳、達、之、當、代、又、以、舊、例、を、の、り、も、申、へ、た、ふ、以、前、
 四、十、度、此、堂、上、の、造、営、急、速、の、り、て、成、風、祀、を、の、り、
 け、る、今、度、は、回、祿、以、後、當、代、小、以、り、る、由、之、八、十、年、
 子、分、一、の、是、を、あ、り、る、は、り、る、也、本、意、を、是、れ、

同四年三月廿三日新聖女彼岸本小失火以て
 多のて宮人彼岸所より傳のきれ同社御宮より
 焼小きの四月より祭礼可成継之由巖密に沙汰
 傳く馬上料是ハ京都のち余小もて繪泊乃
 儀をよりけはむし無死由沙汰傳るは山川を
 喪失せしめて又神樂を上もてりある様もを
 差定を移つられて申申日あるも廿九日もをこ
 るのれより元意えよりの又申絶由々奉れ由祭
 ちまてん神樂をもさるるも今始て内
 傳を由くをられてもをこるる由も

後

小五月念之宮仕法師より下り相傳ふも
 五日の延く六日也儀あるこれあり私乃論より
 あり式日を延敷しと聊余をれす也て神奉也
 是れに深きむきのみより一も冥意のや
 延くんよりれゆと神不享飛れ敬あり地儀
 正辨よりより以奉より以来當山為林企延弱
 新詔てハ朝夕に勳度神樂坊式日く祭禮して
 追ふ小退轉神事感感不遺文之神意豈可
 絶平又宮仕法師等ハ奉を神威小蒙らりて

根精を法之問を思はしむるに小意ありて
 小事をわく大事と河にして一山乃古法
 ありて七社の神威をいふに東寺東社
 ありて一具小用の中用く同緯の故に
 ありて一人の曝を拓く海へ東社江別色
 願使馬に役と名法考を推ふに天役を
 おく人良かれをまげ死して神を根
 のらふ事脱落

舞御後記

弘安のとき急のとき新ら後にも
 いまも春宮さまなすことあらは
 清くへのくすも海いのかす
 むくはかき高き母八十あまの
 るのねらんまれとまに思ひ
 水山西園寺とあり花ありり
 あふありと世中ありり
 出家ありりとも杉く
 せんやいむれかありり